

ご寄付いただくにあたっては下記要項をお読みの上、お手続きをお願いします。

生きた建築ミュージアム大阪実行委員会 サポーター募集要項

(生きた建築ミュージアム大阪実行委員会規約第 21 条第 2 項第 1 号関係)

1. 寄付金の使途

寄付金は、実行委員会の運営や生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪（以下「イケフェス大阪」という。）をはじめとする事業の推進など、実行委員会の活動に適用します。

2. 寄付方法

(1) 金額	特に制限はありません。 (1回あたりの寄付金額が3,000円以上の場合は特典があります。)
(2) 寄付方法	下記口座へお振込みください。 銀行名：三井住友銀行（金融機関コード：0009） 支店名：大阪本店営業部（店番号：101） 口座種別・番号：普通預金・8347868 受取人口座名義：生きた建築ミュージアム大阪実行委員会 ※振込手数料はご負担ください。 ※現金による寄付は、実行委員会が行うイベント等において受け付けます。
(3) 特典（予定） ※特典の内容は変更になる場合があります。	1回あたり3,000円以上のご寄付をいただいた方に、以下の特典をご用意しています。 ■ イケフェス大阪公式ガイドブック進呈 ・ 1冊 ■ 粗品進呈 ・ 生きた建築カード(1セット)（予定） ※公式ガイドブック、粗品は、いずれも送付予定
(4) その他	寄付金は原則としてお返しできません。

3. 注意事項

以下の場合にご寄付をいただくことができません。(生きた建築ミュージアム大阪実行委員会規約第 34 条関係)

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、または実行委員会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのあるもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または暴力団の構成員であると認められるもの
- (3) 法令または公序良俗に反するもの
- (4) 実行委員会の品位を傷つけ、または正しい理解を妨げる恐れのあるもの
- (5) その他実行委員会委員長が不相当と判断するもの

4. 寄付金に関するお問い合わせ先

生きた建築ミュージアム大阪実行委員会 donation@ikenchiku.jp

※「donation@ikenchiku.jp」からのメールを受け取れるよう、メールブロック等の解除をお願いします。